【2026.1.19定例資料】

2026年4月1日変更
健康保険の被扶養者判定における
「見込み年収」の新ルール

これまでの扶養判定

■判定の基本となる収入要件

被扶養者の年間収入が

・原則：130万円未満

・60歳以上：180万円未満

・19歳以上23歳未満：150万円未満　　であることが要件。

※上記に扶養者の収入の1/2未満であることや世帯要件が加わっていた

■実務での考え方

・過去の収入実績

・現在の賃金

・労働時間・今後の勤務予定やシフト

を踏まえ、「今後1年間の収入見込み」を総合的に判断。

■よくあった判断例

・前年の年収実績を基準に判断

・月収×12か月で大まかに判定

・実態ベースで柔軟に判断する運用

2026年4月からの変更点

■ 見直しの方向性

扶養判定における「見込み年収」の考え方が整理され、実態よりも契約内容を重視する考え方が明確化。

厚生労働省の事務連絡によると「就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととした」とある。

■ 新しい考え方のポイント

・労働条件通知書

・労働契約書

に記載された賃金・労働時間を基に、年間収入を判定。

※労働契約が更新されたときや、労働条件に変更があった場合（時給アップ、勤務時間の増加など）は、その都度、新しい契約内容で扶養の要件を満たしているか確認されます。

■ 実務への影響

これまで問題にならなかった契約内容が、扶養判定に直接影響するケースが出てくる。

Q&A

Q1,臨時的な収入で年間130万円を超えてしまった場合はどうなる？

A1,年間収入は労働契約の内容に基づく賃金によって判定されますが、この賃金には臨時的な収入は含まれていません。

当初想定されなかった臨時収入により、結果的に年間収入が130万円以上の場合であっても、その臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者としての取り扱いを変更する必要はないこととされています。

Q2,労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように判定する？

A2,労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動とみなし、今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。

Q3,労働契約内容が確認できる書類がない場合、どのように年間収入を判定する？

A3,労働契約内容が確認できる書類がない場合は、従来どおり、勤務先から発行された収入証明書や課税（非課税）証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q4,給与以外に年金収入がある場合は？

A4,従来通り、すべての収入を合算して判定します。

参考資料

【労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて】

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0060.pdf

【労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱いに係るＱ＆Ａについて 】

https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T251006S0070.pdf